

佐八酒消組監第14号

平成27年 8月27日

佐倉市八街市酒々井町消防組合  
管理者 蕨 和 雄 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合  
代表監査委員 今 井 誠 治  
監 査 委 員 越 川 廣 司

平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出  
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成26年度  
佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査  
した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出  
決算審査意見書

第1 審査対象

1 平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算

2 関係書類

(1) 平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書

(2) 平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書

(3) 実質収支に関する調書

(4) 財産に関する調書

第2 審査の実施日

平成27年8月25日(火)

第3 審査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第4 審査の方法

1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証

2 主な事業の詳細は、主要施策の成果の説明書ほか関係書類により消防本部各課担当者より説明を受け、平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、及び財産に関する調書について審査を実施しました。

3 現金預金については、例月出納検査を実施しているため本審査では省略しました。

第5 審査の意見

1 総括

審査に付された平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、及び財産に関する調書は、適正に作成されているものと認めます。

また、予算の執行及び諸事業の運営管理は、適正なものとして認めます。

2 要望事項

今回、特に指摘する点はありませんが、今後とも予算等の執行にあたっては、できるものは早く実施することをお願いいたします。

また、中国の天津市で発生した工場の爆発事故において、消防士が水をかけてはいけない物質に放水したために爆発が起こってしまったというような報道もあり、多くの消防士が死傷したと聞いています。

同じ消防機関として、組合管内にそのような物質が保管されている製

造所、事業所等があれば、情報の共有を徹底していただき、事故のないようお願いしたいと思います。